

平成30年度第1回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年4月10日（火）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 平成30年4月10日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 増岡美知子	3番 土山 秋吉
4番 中嶋 英徳	5番 松野 智子	7番 嶋田 正忠
8番 大淵 一弘	9番 島川 俊昭	10番 石井 博俊
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	徳永 章	城戸 政治	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

6番 濱崎 伸二

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

六栄区域 池上 章

8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋
農業委員会事務局 書記 木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について
その他

事務局

それでは起立。礼。着席。

それでは、ただいまから、平成30年度第1回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長

初めに濱北会長より御挨拶をお願いいたします。

改めましておはようございます。

ちょうど1カ月前に私が挨拶の中で、3月や4月は出会いと別れの話をしました。我が農業委員会がほんとうにそうなるとは思ってもみませんでした。中島前局長にはいろいろ心配をかけたか、協力いただいたり、2年間ではありましたが、ほんとうにお世話になったと思います。ほんとうにご苦労さまでしたと申し上げたいと思います。

今度、新しく来られました吉田局長には、3年前の話が今出ましたけれども、全然わからないわけではないでしょうから、私どもと一丸となってお取り組みいただきたいと思っておりますので、どうぞ皆さん、一緒に頑張っていきましょう。よろしくをお願いいたします。

今日は定例会でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、本日の欠席委員をご報告いたします。

6番、濱崎委員より欠席の連絡がっております。

本日の出席委員は10名中9名であり定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定の基づき会長が会議の議長になりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

濱北会長

それではこれより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日は濱崎委員が欠席ですので、7番嶋田委員、8番大淵委員に議事録署名委員をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速議事を入ります。1ページです。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、報告の1ページをお願いいたします。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告をいたします。

受付番号は38番から40番の3件となっております。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載の

	とおりでございます。
	申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約届となっております。
	簡単でございますが、以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
濱北会長	ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんか。
	－ありません の声有－
濱北会長	ありがとうございます。なしということでございますので、報告第1号はこれをもって終わります。
	次に2ページです。議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。
事務局	それでは、議案第1号、農地法第4条第1項による許可申請について、次のとおり提出いたします。受付番号4番です。
	申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。
	申請については4ページをごらんください。場所は腹赤小学校の西側になります。
	許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1ページをごらんください。
	今回の申請については既に事業が完了しておりますので追認案件となります。なお、農地転用の許可を受けずに建設していることについて顛末書が添付されております。
	申請理由については、農業用倉庫でございまして、平成4年4月ごろにわらぶきの小屋を鉄骨スレート農業倉庫に建てかえる際に農地転用を行っていなかったということで、今回申請するものです。
	申請地の農地区分については、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上の埋設道路の沿道区域でございます。それと申請からおおむね500メートル以内に二つの教育施設、医療施設、その他公共施設または公益的施設があると。具体的には腹赤小学校とこどもの海保育園等がございます。そういったものがございますので第三種農地と判断しています。
	資力及び信用力、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、既に事業が完了しています。
	計画面積の妥当性については、農業用倉庫建設でございまして、既存住宅の敷地面積と申請地の面積を合わせると農家住宅の基準面積1,000㎡を下回っているため、適正と判断しています。
	転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。
	周辺のうちに係る営農条件の支障の有無については、周辺に農地がないこと、既に事業が完了し現在も使用中であり、特別な問題はないとのことでございます。

濱北会長	以上、受付番号4番の説明を終わらせていただきます。
松野委員	ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を担当委員の5番、松野委員にお願いいたします。
濱北会長	5番の松野です。 場所は定例会資料の4ページ目にありますように、天満宮に抜ける、車1台が通れるぐらいの道路があります。そこは周りが全部住宅で、私はずっと宅地だと思っていました。以前からこの倉庫はありまして、現在、事業は完了していて、随分以前から建っているので、周りに何も影響はないと思いますので、よろしくお願ひします。
楠田推進委員	ありがとうございました。 続きまして担当推進委員の楠田委員に意見を伺います。 推進委員の楠田です。 今、松野委員がおっしゃったとおり、天満宮の100メートルぐらい前になりますか、県道との中間あたりです。今言われたとおり、30年ぐらい前から倉庫が建っておりまして、一部、畑地になっておりますけれども、そこには柿の木が3本ぐらい植わっているだけで、周囲は民家、すぐ横はガス管などが通っている道路です。現在、そういう状況ですので、何ら支障はないかと思ひます。
濱北会長	以上です。 ありがとうございました。
濱北会長	ただいま事務局と担当委員、担当推進委員の説明がありました。この件について何かご意見等はございませぬか。
濱北会長	受付番号4番について、意見はありませぬか。
濱北会長	—ありませぬ— の声有— なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。
濱北会長	—賛成者挙手— ありがとうございました。全員賛成です。受付番号4番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
事務局	次に進みます。6ページです。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明してください。 それでは、受付番号43番から説明したいと思ひます。 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書6ページに記載のとおりです。 申請地については議案の8ページをごらんください。旧長洲幼稚園、名称が変わりまして、長洲しおかぜこども園の南側になります。 許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3ページをごらんください。 申請理由については、貸駐車場建設に伴う売買による所有権移転です。申請地の農地区分については、都市計画法に定められている用途地域が

第一種住居地域であるため第三種農地と判断しております。

資力については、金融機関の残高証明書及び支払済領収書が事業費を超過しているため適当と判断しています。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年5月15日着工予定、平成30年12月28日に完成予定ということで適当と判断しています。

計画面積の妥当性については、貸駐車場用地として車両14台分とのこととございまして、適当と判断しています。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無については、申請地は平坦な土地とございまして、切土、盛土工事を行うことなく砕石を敷きならせば利用できるということとしまして、造成による土砂流出はないということです。

その他、新たな給水や配水はございません。

以上、受付番号43番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。ここで補足説明を濱崎委員にお願いする予定でございましたが、今日は欠席ですので、担当推進委員の磯川推進委員に意見をお伺いいたします。

磯川推進委員

推進委員の磯川です。今月の5日にこの現場を見てきました。今の事務局の説明どおり、しおかぜこども園の南側に位置しております。

私が現場で見て感じたことを説明してよろしいですか。

濱北会長

はい。

磯川推進委員

ここの土地の東側にある進入路があまりにも狭いんです。見ると、用水路に側溝がかぶっております。道自体は昔で言うリヤカー道で、それが30メートルぐらい続いています。側溝というのは用水路で、そこを使って、軽自動車がやっと通れるぐらいです。普通車はとでも……。現場に行ったときにもここは通りませんでした。通れるのかなというのが率直な疑問で、駐車場というのは、ワゴン車も通るし、ちょっと大きな車も通るわけです。そういうものをこういう道がないところにつくってどうするのかと率直に思いました。

私の率直な意見では、簡単にはいかないのではないかと思います。その辺をきちんと調べてからでないかと難しそうです。事務局の判断を伺いたいと思います。

事務局

まず、今回の申請地は確かに入り口が狭いです。その上の言われた畑については、既に松本学園が、子供たちの園庭というか、子供たちが野菜を育てるために個人的に借りておられます。

これが松本学園で、実質ここは、ご存じのとおり、今、松本幼稚園と長洲保育所とが一緒になって、この4月から長洲しおかぜ保育園としてスタートしています。

この申請地は貸駐車場ということで、実際に貸駐車場として、しおか

磯川推進委員 ぜこども園に貸す計画が存在しています。ですので、一応更地にして、基本的には駐車場として使用するのかなと。例えば、保護者会や運動会などということになるようです。確かに道は狭うございますけれども、一応2トントラックが入っていたような感じはありました。

事務局 2トンは狭いところでも入るんですけど、両脇にはみ出してるんです。今のところは平坦な畑で、少しはみ出て通行できます。カーブも、見ていると全部畑に入って通っています。

磯川推進委員 あとは、こちらに道がありますけれども、東側の線路沿いの道、こちらの道もあります。

磯川推進委員 用水路の上を使ってやっと思えるのであって、道じゃないんですよ。里道です。里道を通って駐車場まで行き来するというのはちょっと考えられません。なかなか難しいです。だから、ここの畑を農地転用して、きちんと通られるような計画を最初から持ってくれば問題ないんです。

濱北会長 この駐車場の上の畑の持ち主はどうなっているんですか。

事務局 別です。

磯川推進委員 この地区は特に道が整備されていないのに家が建っています。田んぼと宅地を通っているんだと思います。そうしないと上の道に通じません。そして、ここの空き家は所有者もわからないんです。貸してあるのかもしれないし、「どうぞ通ってください」と言われているのかもしれませんが、その辺もどうなっているのかわかりません。このT字路は軽トラックなら通れます。私も行くの使いました。ただし、ワゴンとかになると、軒は出ていますし、急カーブで狭いし、曲がれません。普通乗用車も曲がれません。軽なら曲がれます。

濱北会長 1回現地調査をしないといけないでしょうね。

磯川推進委員 そういうことで、簡単に許可するのは難しいと私は思いました。以上です。

濱北会長 道がないのはおかしいと思いますが、事務局はどう判断されますか。道がないところに駐車場をつくるというのはいり得ませんよね。

磯川推進委員 一応そういう計画に絶対反対ということではなくて、後々使う人が便利な駐車場がいいのかなと思って言っています。後で、「わあ、こんなところに……」と言われかねないので。

濱北会長 駐車場という名前なのに道がないというのはいり得ないと思いませんか。どうですか。農業委員会としては、道のないところに駐車場を考えられんということで保留にして。私も、委員長という立場としては、駐車場という名称ですが、まともな進入路のない駐車場というのがあるのかなと思います。

事務局 もう1度申請人と話してみます。後は園に貸すので、園がどのように使うか、ほんとうに駐車場として使用するのか。それとも申請内容が変わるのであれば、それで申請をつくり直していただきたいと思います。

濱北会長 それでいいですか。この件については一応保留と。

濱北会長

－異議ありません の声有－

それでは次に進みます。次は44番です。事務局より説明をお願いします。

事務局

受付番号44番です。議案書の6ページの下段になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書記載のとおりです。

申請地については、議案の10ページをお開きください。六栄保育所から圃場へ向かう途中です。

許可基準等についてご説明します。説明資料の5ページをごらんください。

申請理由については宅地分譲地建設による売買に伴う所有権移転登記です。申請の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模で一団の農地の区域内にあるのうちであるため第一種農地と判断しています。

資力については、金融機関の仮審査終了案内が事業費と同額のため適当と判断しています。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年5月着工予定、平成31年4月12日完成予定ということで適当と判断しています。計画面積の妥当性については、一般住宅建設ということで、非農家基準面積であるおおむね500平米を下回っているため適当と判断しています。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無については、申請地の北側及び南側にコンクリート製L型擁壁及びコンクリートブロックを設置し、土手の崩壊等を防止することです。

その他、雨水は四方に設置する集水桝から自然排水、給水は北側町道より新たに配管を設置、生活雑排水及び汚水は南側の既設の下水道管に新たに配管を設置するという事です。

また、西側の農地については、現在、町へ道路用地として、狭隘道路関係の寄附申請を行っておられます。

以上、受付番号44番についての説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明が終わりました。補足説明を担当委員の9番島川委員よりお願いします。

島川委員

9番の島川です。現地は先月申請があった分の一つ南側です。道路もありますのでいいと思います。ご審議をお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。

続きまして担当の城戸推進委員に意見をお伺いします。

城戸推進委員

西側の1100－5番、これは道路として町に寄附するという事です。あと、先ほど説明にもありましたけれども北側に土手崩壊の防止のためのコンクリートL型を施工するという事です。南側には土手崩落防止のためのコンクリートブロックを施工するという事で、周辺農地に悪

影響を及ぼすことはないと思います。ということで、皆様の審議をよろしく申し上げます。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま、事務局と担当委員、推進委員の説明がありました。この件について何かご意見等はございませんか。どうぞ。

増岡委員 質問です。着工予定が今年の5月1日ですね。完成が4月30日と1年なんです。転用してでき上がりが4月であれば1年近くあるでしょう。個人住宅でそんなに長くかかるのかなと思います。そして、転用の時期は5月1日にするのなら、それはコンクリートを打ったり、いろいろするのにかかるかもしれませんが、長くても3カ月ぐらいででき上がるのではないかと思います。

島川委員 麦が植えてあるんですね。麦を刈ってからと思ってるんじゃないかな。

増岡委員
濱北会長 それなら着工は5月1日じゃなくてもいいということですよ。例えば、農地を転用したりする場合は、例えば、田を植えたり、麦を植えたりして、その収穫が終わった後でないとできないわけですから、その辺は……。

島川委員
増岡委員 多分、その辺も話し合っているんですよ。

 それがあったとしても、すごく長い感じがするんですよ、来年の4月というのは。

事務局 基本的に転用申請を出したら大体1年以内に終わらせていただくことになっています。今4月で、4月末に県から許可証が届きました。そうしたら、5月に許可証を持って所有権移転がかけられます。それから、建築確認だ、いろいろな審査がずっと入ります。もちろん、業者によっては追われているところとかいろいろありますし、さっと着工すればすぐに終わると思います。

 この完成予定日というのは、許可証の中に、いつまでに終わらせてくださいという許可の条件になります。最後の地目変更というのは建物が建たない限り宅地になりません。それはご存じのとおりです。更地では宅地にはなりません。現物が建って地目変更ができます。そのときにこの許可証が必要になります。個人住宅を4月30日までに建てますという許可証です。

 法務局は、その4月30日を過ぎてから持っていくと、条件が4月30日までの建設なので、この許可証が有効かどうかを問われます。条件を過ぎてでき上がっていると。4月30日までに終わらせるという条件のもとに許可をもらっているのに、竣工引き渡しが、例えば5月30日になりました、1カ月後でしたとなると、法務局が、この許可証は4月30日が有効期間だと見るので、そのときに、さらに添付書類として、この許可証がまだ有効であることの証明をつけて出さなくてはなりません。なので、大体の場合、目いっぱいとおられます。確かに、言われるように、

増岡委員

基礎を打って3カ月で建つこともあれば、半年かかることもあって、何が起こるかかわらないので、大体長目にとってあります。

濱北会長

ほかのところも早くからしているのに、かなりしてから家が建っていると思うものだから疑問に思っただけです。ありがとうございました。

事務局

私から質問していいですか。今の説明の中に町に寄附という言葉がありましたけど、町は寄附してもらおうことができるんですか。

濱北会長

今、狭隘道路関係、道の狭いところについては、沿線の方の寄附を受けて、建設課が調整して対策事業をやっています。その場合は寄附を受けます。何でもかんでもは受けられません、そういう道路計画上の寄附を申し出られれば受け付けます。

事務局

町が寄附を受け付けるということであれば、私の持っている小さな三角地を町に寄附したいのももらってくれませんかというケースが今後出てくるのではないかと思ったんです。

濱北会長

そういう道路残地などを町が何でもかんでももらおうと町に管理義務が生じますから、場所など町の用途に合わないと「もらってくれ」と言われても受け付けません。今回は道路としての申し出で、町の意向と合致すれば受け付けます。

濱北会長

わかりました。ほかに意見はございませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ賛成の方の挙手を求めます。

—賛成者挙手—

事務局

全員賛成です。ありがとうございました。受付番号44番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。

続きまして最後になります。12ページ、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

それでは、議案第3号のように農用地利用集積計画（案）が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請については13ページが総括表となっています。平成30年度の期間ごとの総括になります。それと14ページが今回の借り手の一覧です。現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせて今後の経営面積を記載しています。詳細については15ページで、賃借権が6件14筆、面積が1万8,379平米、16ページ、使用貸借権1件、1筆253平米となっています。

以上で議案第3号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。この件について何かご意見等はございませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり決定をいたします。

土山委員 以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。委員の皆さん、推進委員の皆さんから、その他の件で何かご意見等がございましたら。

土山委員 中島さんが異動されたということで、大体申し送りは聞いたと思うけど、私は中島さんに聞いたかったことがあるんです。荒廃農地減少対策の対象が、平成28年度時点で長洲町にはたしか40町程ぐらいあるんです、B分類の再生利用困難地が。資料もあったと思います。平成29年度は梅田と高浜地区のB類を地目変更で雑種地にする計画になっていますが、それは聞いておられますか。

事務局 いや、それはまだ詳しく聞いておりません。

土山委員 よければ、その進捗状況を2カ月に1回ぐらい報告してもらいたいんです。何筆、何㎡ぐらい解消したかということ。人員がないということをおっしゃっていたので、いないならそれを町長に言って人間を確保して取り組まないと全然進まないと思います。それを言っていただけませんか。

事務局 あと一つ残っているのが向野踏切下です。あそこは第一種農地で、県の担当者と呼んだんですけど、県から来てないんでしょう。

事務局 来ていません。

土山委員 それは県に言って、切り離すなら切り離さないで。事務局… 確認させてください。

土山委員 ええ。一応それを伝えておかないと思って。

土山委員 それから、昨日聞いた情報で、これは麦関係ですが、玉名のほうはミナミノカオリが多いんです、作付は。こちらはシロガネですけど。それで、今、農業の補助金関係を国や県はずっと減らしていますよね。昨日聞いた話では、ミナミノカオリに玉名市が補助金を出すと。どのぐらいかということ、1反当たり9,200円と言っていました。ただし、たんぱく質の割合を上げることが条件です。ミナミノカオリという品種で12.5%以上のたんぱく質があれば9,200円出しますと。もしも玉名市がそれだけ出すなら、長洲町も麦農家に四、五千円ぐらい補助金を出してもいいんじゃないかと思うんです。今、町は税金を取ろうとばかり思っていて、田植え機や乾燥機から取ろうと思っていて、目いっぱい取ろうと考えてるようですが、よかったら聞いてみてください。そして、今度の農業委員会か再生協議会で、玉名市がどうなっているのか説明してもらえませんか。お金がないので長洲町はできませんじゃ……。よそもされているので励みになることはしたほうがいいですよ、農業関係は。1回聞いておいてもらえませんか。

事務局 今いろいろ宿題をいただきましたので、調べてみます。確かに農業振興のこともありますので、近隣市町の施策の中身や考え方を聞きながら

濱北会長

検討させてください。

ほかにありませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

それでは事務局のほうから何か報告事項はないですか。

(その他事務局説明)

1. 平成30年度の活動記録について
2. 農地利用最適化交付金活動報酬について
3. 農地等の利用最適化推進会議について
4. 積み立てについて

濱北会長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして平成30年度第1回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会（終了 午前11時11分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印